

各種事務事業の取扱い（保育所関係）

各種事務事業の取扱い（保育所関係）について提案する。

平成15年9月26日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 8 各種事務事業の取扱い（保育所関係）
<p>・へき地保育所運営事業のうち、保育時間については、合併時に石狩市に合わせるものとする。ただし、延長保育は厚田村及び浜益村において実施するものとする。また、保育料については、合併後に新市において統一できるよう調整し、延長保育料は市立保育園の制度に準じ適用するものとする。</p> <p>・へき地保育所運営事業のうち、入所年齢については、早急な施設整備等が困難なことから、合併時は現行のとおりとする。また、園児送迎については、地域的事情から厚田村において現行のとおりとする。</p>	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-3-8	各種事務事業の取扱い(保育所関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地保育所運営事業のうち、保育時間については、合併時に石狩市に合わせるものとする。ただし、延長保育は厚田村及び浜益村において実施するものとする。また、保育料については、合併後に新市において統一できるよう調整し、延長保育料は市立保育園の制度に準じ適用するものとする。 ・へき地保育所運営事業のうち、入所年齢については、早急な施設整備等が困難なことから、合併時は現行のとおりとする。また、園児送迎については、地域的事情から厚田村において現行のとおりとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. へき地保育所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び定員は、現行のとおりとする。 ・入所年齢は、早急な施設整備等が困難なことから、合併時は現行のとおりとする。 ・保育時間は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、延長保育時間は、平日 17～18 時は厚田村及び浜益村において実施し、土曜 12～16 時は浜益村において実施するものとする。 ・保育料は、合併後に新市において調整する。延長保育料は、市立保育園の制度に準じ、30分 150 円(月額限度額 3,000 円)とする。 ・園児送迎は、地域的事情から、厚田村において現行のとおりとする。
2. 保育園(市立保育園)運営事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 乳児保育	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 附属機関等	合併時に廃止するものとする。
5. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1.へき地保育所運営事業(第4回現況調書114ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施設及び定員	生振保育園 60名 高岡保育園 50名	厚田保育所 70名 望来保育所 50名(休所中) 聚富保育所 50名	はまます保育所 70名	現行のとおりとする。
入 所 年 齢	満1歳以上	満3歳以上	満3歳以上	早急な施設整備等が困難なことから、合併時は現行のとおりとする。
保 育 時 間	平日 8:00~17:00 土曜 8:00~12:00 夏・冬休み なし	平日 8:00~15:30 土曜 8:00~11:30(第2、4休み) 夏・冬休み あり	平日 8:30~16:00 夏・冬休み あり	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
延 長 保 育	該当なし	平日 15:30~18:00	平日 8:00~8:30、16:00~18:00 土曜保育 8:00~16:00(第2、4休み)	合併時に保育時間を統一することから、平日17~18時は厚田村及び浜益村において実施し、土曜12~16時は浜益村において実施する。
保 育 料	保育料 月額 12,000円	保育料 月額 10,000円(給食費含む) 延長保育料 日額 500円 月額 3,000円	保育料 月額 6,500円 延長保育料 無料 土曜保育料 無料	合併後に新市において調整する。延長保育料は、市立保育園の制度にならい、30分150円(月額限度額3,000円)とする。
園 児 送 迎	該当なし	・発足保育所廃止に伴う厚田保育所への送迎 ・望来保育所休所に伴う聚富保育所への送迎 バス委託料 年額550万円 送迎員委託 年額94万円(2名分)	該当なし	地域の事情から、厚田村において現行のとおりとする。

2. 保育園(市立保育園)運営事業(第4回現況調書115~126ページ参照)

区分	石 狩 市			厚田村	浜益村	具体の取扱い																																																	
施設の定員	はまなす保育園 30名 くるみ保育園 45名 南線保育園 120名(H15年度廃園)			該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																																																	
入所年齢	満1歳6ヵ月以上																																																						
保育時間	平日、土曜 7:30~18:30																																																						
時間延長保育	南線保育園 平日、土曜 7:00~7:30、18:30~19:00																																																						
障害児保育	南線保育園 (対象)概ね3歳以上の障害を有し、又は障害を有することが想定される児童																																																						
一時的保育	<p>はまなす保育園 くるみ保育園 南線保育園</p> <p>(対象)生後1歳6ヵ月から小学校就学前の児童</p> <p>(内容)非定型的保育サービス事業~保護者の就労形態により、家庭における保育が断続的に困難となる児童を対象 原則として利用期間が週3日又は1ヶ月12日以内の保育</p> <p>緊急保育サービス事業~保護者の傷病、入院等により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童を対象 原則として利用期間が週3日又は1ヶ月12日以内の保育</p> <p>私的理由による保育サービス事業~保護者の育児に伴う心理的負担等を軽減するため、一時的に保育を必要とする児童を対象 原則として週3日又は1ヵ月12日以内の保育</p>																																																						
保育料	<p>【保育料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">一般保育料</th> <th colspan="2">母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯の保育料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>定 義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層及びD階層を除く 非課税世帯</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>き、前年分の市町村民税 均等割の額のみ世帯</td> <td>13,300円</td> <td>10,900円</td> <td>10,900円</td> <td>12,300円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>の額の区分が右の区分</td> <td>所得割の額5,000円未満世帯</td> <td>16,200円</td> <td>13,400円</td> <td>13,400円</td> <td>15,200円</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>に該当する世帯</td> <td>所得割の額5,000円以上世帯</td> <td>17,200円</td> <td>14,300円</td> <td>14,300円</td> <td>16,200円</td> </tr> </tbody> </table>						各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		一般保育料			母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯の保育料		区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	B	A階層及びD階層を除く 非課税世帯	6,000円	4,000円	4,000円	0円	0円	C1	き、前年分の市町村民税 均等割の額のみ世帯	13,300円	10,900円	10,900円	12,300円	9,900円	C2	の額の区分が右の区分	所得割の額5,000円未満世帯	16,200円	13,400円	13,400円	15,200円	C3	に該当する世帯	所得割の額5,000円以上世帯	17,200円	14,300円	14,300円	16,200円
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		一般保育料			母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯の保育料																																																		
区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児																																																	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円																																																	
B	A階層及びD階層を除く 非課税世帯	6,000円	4,000円	4,000円	0円	0円																																																	
C1	き、前年分の市町村民税 均等割の額のみ世帯	13,300円	10,900円	10,900円	12,300円	9,900円																																																	
C2	の額の区分が右の区分	所得割の額5,000円未満世帯	16,200円	13,400円	13,400円	15,200円																																																	
C3	に該当する世帯	所得割の額5,000円以上世帯	17,200円	14,300円	14,300円	16,200円																																																	

区分	石 狩 市					厚田村	浜益村	具体の取扱い
保 育 料 (つ づ き)	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			一般保育料		母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯の保育料		
	区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
	D1	A階層を除き、前年分の 所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	8,000円未満世帯	20,600円	18,200円	18,200円	左記の保育料と同額	
	D2		8,000円以上16,000円未満世帯	21,900円	19,500円	19,500円		
	D3		16,000円以上28,000円未満世帯	23,400円	20,800円	20,800円		
	D4		28,000円以上40,000円未満世帯	26,700円	24,200円	24,200円		
	D5		40,000円以上52,000円未満世帯	28,400円	25,600円	25,600円		
	D6		52,000円以上64,000円未満世帯	30,000円	27,000円	27,000円		
	D7		64,000円以上76,000円未満世帯	35,100円	32,600円	30,100円		
	D8		76,000円以上100,000円未満世帯	37,200円	34,300円	30,500円		
	D9		100,000円以上112,000円未満世帯	41,300円	35,600円	31,400円		
	D10		112,000円以上136,000円未満世帯	44,100円	36,200円	31,600円		
	D11		136,000円以上160,000円未満世帯	46,600円	37,900円	32,200円		
	D12		160,000円以上256,000円未満世帯	56,200円	38,300円	32,700円		
	D13		256,000円以上408,000円未満世帯	61,600円	39,900円	34,300円		
D14	408,000円以上世帯		68,200円	40,000円	34,300円			
第1欄		第2欄			第3欄			
B～D6階層に属する世帯 (母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯については、C1～D6)		ア 最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)			保育料金表に定める金額			
		イ ア以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)			保育料金表に定める金額×0.5			
		ウ ア及びイ以外の児童			保育料金表に定める金額によらず0円			
D7～D14階層に属する世帯		ア 最も保育料が高い児童(最も保育料が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)			保育料金表に定める金額			
		イ ア以外の児童のうち、最も保育料が高い児童(最も保育料が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)			保育料金表に定める金額×0.5			
		ウ ア及びイ以外の児童			保育料金表に定める金額によらず0円			

区 分	石 狩 市			厚田村	浜益村	具体の取扱い
保 育 料 (つづき)	【時間延長保育料】					
	区分(利用時間)		日額保育料	1月当たりの限度額		
	30分まで		150円	3,000円		
	【一時的保育料】					
	階層区分	対象児童	日 額 保 育 料			
			非定型・緊急の理由によるとき		その他の理由によるとき	
	A	3歳未満児	免 除		1,200円	
		3歳以上児			700円	
	B	3歳未満児	900円		2,500円	
		3歳以上児	600円		1,500円	
C	3歳未満児	1,500円		2,500円		
	3歳以上児	1,000円		1,500円		
D	3歳未満児	1,800円		2,500円		
	3歳以上児	1,200円		1,500円		
保育所給食	給食費は、保育料の中に含まれる。(3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ)					

3. 乳児保育 (第4回現況調書124ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
乳 児 保 育	(委託先)石狩仲よし保育園 友愛保育園 (対象)生後8週間を経過した1歳未満の乳児	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

4. 附属機関等 (第4回現況調書114ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附 属 機 関 等	該当なし	厚田村へき地保育所運営委員会	該当なし	合併時に廃止するものとする。

5. 補助金等 (第4回現況調書127~130ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
認可外保育運営補助金	(内容) 1年以上の実績があり、児童数が年間を通して5人以上いる施設に対し、施設割、児童割、光熱水費、社会保険料事業主負担相当分を算出し補助	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
民間保育所施設補助金	(内容) 児童福祉法に定める保育所運営費以外に要する経費及び特別保育事業に要する経費のうち、基準外保育士等賃金、職員研修に係る経費、その他を算出し補助	該当なし	該当なし	
民間保育所施設整備補助金	(内容) 施設整備に要する経費の実支出額から施設会計の修繕引当金を控除した額から算出し補助	該当なし	該当なし	